地方活力向上地域特定業務施設整備計画

※大企業の事例

- 1 地方活力向上地域特定業務施設整備計画の内容
- (1) 特定業務施設の整備内容

### ① 整備目的

○○事業で生産される商品Aは、弊社の主力商品であり、近年国内でのニーズが大きく 高まっている。この度、その主要な工場と営業所が立地している宮崎に新たに支社を設置 することとした。

東京本社にある○○事業の管理業務部門及び調査企画部門の一部を、宮崎工場隣接地に移転し、生産・販売拠点である現地にて○○事業の企画・マーケティングを直接的・効率的に行う。地域の特性に合わせた経営戦略を行うことで、地元の隠れたニーズをつかみ、西日本におけるさらなる販路拡大を行い、売上向上を図っていく。

### ② 整備内容

### ア) 特定業務施設の種別

事務所	研究所	研修所	その他
0			

※特定業務施設の種別は、該当するものに「○」を記載すること。

# イ)整備場所

宮崎市○○町\*\*\*

※整備場所は、特定業務施設を整備する住所を記載すること。賃貸による場合は入居を予定する物件名まで記載すること。

### ウ) 取得等の別

区分	新築	増築	購入	賃貸	用途変更
土地			0		
建物	0				

※所有地に特定業務施設を整備する場合は、土地の用途変更欄に「○」を記載すること。

# エ)特定業務施設となる建物等

区分	項目	全体	対象部分	備考
土地	敷地面積	2,000 m²	2,000 m²	
建物	延べ床面積	2,000 m <sup>2</sup>	2,000 m <sup>2</sup>	地上2階建ての事務所を建設
建物附属設備	種類	空調設備		空調設備は****
	数量等	2台	2台	
	種類			
	数量等	台	台	
構築物	種類	駐車場		
	数量等	1,000 m²	1,000 m²	
機械装置	種類	_	_	
	数量等	_	_	

※特定業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その整備全体について記載することとし、備考欄に対象となる具体的な部分(対象部分のあるフロア等)等を記載すること。

- ※特定業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合であって、土地、建物(共有部分)、建物附属設備、構築物の対象部分が明確に区分できない場合のそれぞれの対象部分欄は、建物の特定業務施設部分とそれ以外の業務施設部分の延べ床面積の比により按分したものを記載すること。
- ※土地、建物が複数ある場合は、その土地、建物ごとに記載すること。
- ※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、種類ごとに記載すること。
- ※特定業務施設の図面、外観イメージを表す書類等を添付すること。

#### 才) 事業期間

整備計画認定の日~平成30年3月末

※事業期間の終期は、本計画の認定の日から起算して5年以内であること。ただし、地域 再生計画の計画期間を超えるものではないこと。

なお、事業期間の終期は、特定業務施設の整備を終了した上で組織改正及びそれに伴う 人事異動が終了する時期を記載すること。

### ③ 特定業務施設の整備の実施時期

区分	時期	備考
土地取得	平成27年12月	土地を購入。
着工	平成28年 2月	着工予定時期。
完成	平成28年12月	
事業供用開始	平成29年 4月	

- ※特定業務施設を賃貸により整備する場合は、「着工」の欄に賃貸借契約締結時期、「完成」 の欄に入居時期を記載すること。
- ※複数の特定業務施設を整備する場合は、それぞれの時期を並列に記載すること。

#### (2) 特定業務施設で行う業務

#### ① 移転等を行う業務

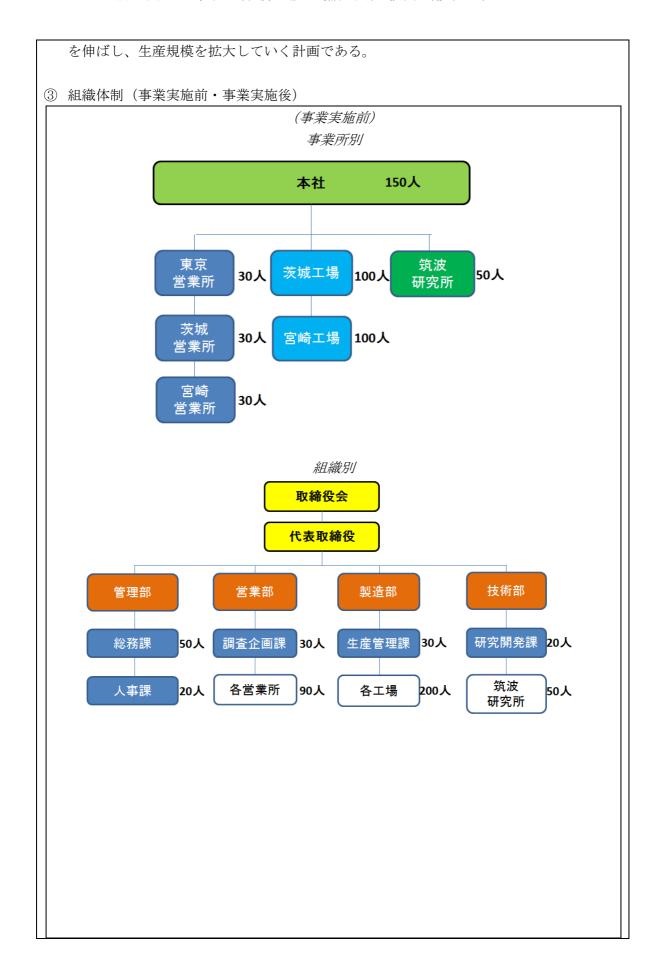
移転等を行う業務部門	事業所	備考
その他管理業務部門	本社 (東京)	総務部門(経理、法務等)
		住所:東京都千代田区〇〇
調查·企画部門	本社 (東京)	調査企画部門
		住所:東京都千代田区〇〇
-	_	_

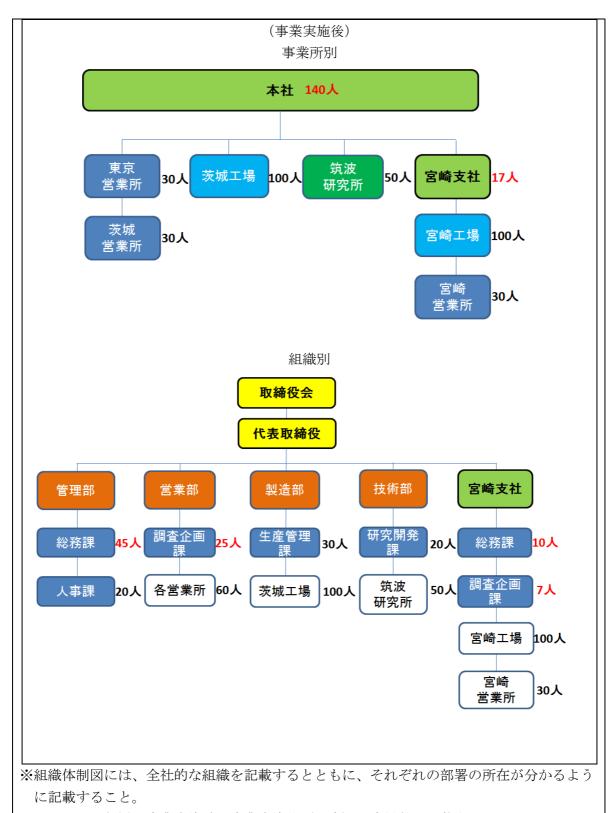
- ※移転等を行う業務部門は、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、 その他管理業務部門、研究所、研修所の別を記載すること。
- ※事業所は、移転等を行う業務部門が申請時点に所在している事業所名称を記載すること。
- ② 特定業務施設で行う業務

弊社の主力事業として位置づける〇〇事業の拠点として、総務課においては〇〇事業に 関連する総務、人事、経理業務等を行う。特に人事業務は、本社採用とは別に地方採用の 権限を有する予定としている。

また、宮崎支社の調査企画部門においては、○○事業の中心的市場の一つである九州地域における販売戦略の企画立案を行う。弊社では新たな販路拡大を目指しており、中国・四国地方への進出も見据え、新たな工場立地も含めた現地調査業務・経営戦略の企画立案についても併せて推し進めていく予定である。

施設整備から3年後となる平成33年度には、〇〇事業が弊社売上の\*\*%(計画認定時の△%増)となることを目指しており、ひいては宮崎工場及び宮崎営業所における雇用





※それぞれの部署の事業実施前、事業実施後(予定)の定員数を記載すること。

- 2 特定業務施設において常時雇用する従業員に関する事項
- (1) 特定業務施設において常時雇用する従業員数

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
特定業務施設の全	0 1	0 1	1.0.1	1 7 1	- J	- J	1 7 1
従業員数	0人	0人	10人	17人	-人	-人	17人

- ※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数 を記載すること。
- (2) 特定業務施設において常時雇用する従業員の増加数

区分/時期	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時	合計
新規採用者数	0人	0人	7人	-人	-人	0人	7人
特定集中地域にあ							
る他の事業所から	0人	10人	0人	-人	-人	0人	10人
の転勤者数							
特定集中地域以外							
の地域にある他の	0 人	0 1	0 1	Į.	Į.	0 1	0 1
事業所からの転勤	0人	0人	0人	-人	-人	0人	0人
者数							

- ※申請者の各事業年度の従業員の増加数を記載すること。1期目は認定の日から1期目の末日、 終了時は終了する日の属する事業年度開始の日から事業期間の末日までの従業員の増加数を 記載すること。
- ※新規採用者数は、新規採用による従業員の増加数を記載すること。
- ※転勤者数は、それぞれの地域にある他の事業所からの転勤による従業員の増加数を記載すること。
- (3) 新規採用者及び他の事業所からの転勤者の職種

職業分類	人数	備考
一般事務従事者	12人	総務課、調査企画課
会計事務従事者	5人	総務課(経理業務)
	0人	
	0人	
合計	17人	

- ※職業分類は日本標準職業分類の中分類から選択し記載すること。
- ※人数は事業期間の末日の職種ごとの従業員数を記載すること。
- (4) 整備計画に関連する全事業所において特定業務(注)に従事する常時雇用する従業員数注)地域再生法施行規則第7条各号に掲げる業務施設において行われる業務

区分/時期	申請時	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	終了時
集中地域にある事	1 5 0	1 5 0	1 4 0	1 4 0	ı	ı	1 4 0
業所の従業員数	人	人	人	人	-人	-人	人
集中地域以外の地							
域にある事業所の	0人	0人	10人	17人	-人	-人	17人
従業員数							

※申請者の各事業年度の末日の従業員数を記載すること。終了時は事業期間の末日の従業員数を記載すること。

# 別添1:地方活力向上地域特定業務施設整備計画記載例(移転型)

- ※計画により業務部門が移転等する全事業所における特定業務に従事する従業員の合計数を記載すること(当該特定業務施設における従業員含む。)。
- 3 地方活力向上地域特定業務施設整備計画を実施するために必要な資金及びその調達方法
- (1) 特定業務施設等の整備に必要な資金

区分	取得価格等	備考
土地	200 百万円	土地購入
建物	1,000 百万円	事務所棟(2階建て)
建物附属設備	30 百万円	空調設備 30 百万円
構築物	20 百万円	駐車場
機械装置	0 百万円	
その他	0 百万円	
合計	1,250 百万円	

- ※特定業務施設以外の業務施設(工場等)を整備する場合は、その全体について記載すること。
- ※建物附属設備、構築物、機械装置が複数ある場合は、その合計額を記載し備考欄に主な内訳 等を記載すること。
- (2) 特定業務施設等の整備に必要な資金の調達方法

調達方法	金額	備考
自己資金	500 百万円	
借入金	700 百万円	○○銀行
社債等	0 百万円	
出資	0 百万円	
その他	50 百万円	補助金 県50百万円
合計	1,250 百万円	

- ※国、都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。
- ※合計額は3(1)特定業務施設等の整備に必要な資金と同額となるよう記載すること。
- 4 支援措置の活用の希望

支援措置内容	活用の希望の有無		
借入れ等に対する独立行政法人中小企業基盤整備機構 の債務保証	■希望する	□希望しない	
設備投資に対する課税の特例措置(特別償却又は税額控 除の選択適用)	■希望する	□希望しない	
新規雇用等に対する課税の特例措置(税額控除)	■希望する	□希望しない	

•	※新規雇用等に対する課税の特例措置を活用される場合であって、当該支援措置の対象となる
	特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を有する場合は以下に記載すること(複数の雇用保
	険適用事業所番号を有する場合はその全てを記載すること。)。
I	